

沖縄県文化芸術振興審議会事録

日 時：平成30年6月6日（水）9:30～12:00

場 所：県庁6階 第2特別会議室

5 出席者：【委員】

大城學委員、嘉手苺徹委員、嘉数道彦委員、宮里正子委員、富田めぐみ委員、上原正弘委員、平田大一委員、上原昭男委員、松本嘉代子委員、前里悦子委員、比嘉瑩委員、下山久委員、有木真理委員、上里芳弘委員

10 欠席委員 仲田美加子委員

（事務局）

【文化観光スポーツ部】

嘉手苺部長 山城統括監

文化振興課：新垣課長 [振興班] 金城班長 照屋 比嘉 天久 波照間 村山

15 [企画班] 長浜班長 大嶺 宮城 塩川

空手振興課：佐和田班長

博物館・美術館：金城参事兼副館長 沖縄県立芸術大学：津嘉山事務局長

【その他関係課】

教育庁文化財課：德里班長 横山班長 喜屋武指導主事

20

諮問事項：平成30年度文化芸術振興施策の推進について

25	金城班長	皆様おはようございます。
	出席者	おはようございます。
30	金城班長	定刻になりましたので、平成30年度沖縄県文化芸術振興審議会委員委嘱状交付式を開催したいと思います。本日はお忙しい中出席を賜りありがとうございます。進行を担当します、文化振興課の金城と申します。よろしくお願ひいたします。
35		それでは委嘱状交付式を行います。委員は、沖縄県文化芸術振興条例第25条第3項規定により、知事が任命することとなっております。委嘱状交付につきましては、知事に代わりまして、文化観光スポーツ部長の嘉手苺孝夫より行います。本日は時間の都合上、委員の皆様を代表して、有木真理委員に委嘱状の交付を行います。それでは有木委員、部長の前にお願ひします。
40	嘉手苺部長	人事異動通知書、有木真理。沖縄県文化芸術振興審議会委員を委嘱する。任期は、平成32年5月31日までとする。平成30年6月1日。沖縄県知事、翁長雄志。どうぞよろしくお願ひいたします。
	金城班長	その他の皆様にはテーブルの上に委嘱状を配布させて頂いておりますのでよろしくお願ひいたします。

これで委嘱状交付式を終了いたします。

続きまして審議会を開催したいと思います。

開催に先立ちまして、嘉手苺部長よりご挨拶を申し上げます。

5 嘉手苺部長 はいさいぐすーよーちゅーうがなびら。沖縄県文化観光スポーツ部長の嘉手苺でございます。

10 委員の皆様方におかれましては、今回、沖縄県の文化芸術振興審議会の委員就任をご快諾頂き誠にありがとうございます。本日はご多忙にも関わらず、本審議会にご出席頂き、厚く御礼申し上げます。また、日頃から、本県の文化・芸術振興に、それぞれのお立場で大きくご貢献頂いておられることに対し深く御礼申し上げます。

15 さて、本日は、平成30年度の文化芸術振興施策の推進につきまして、ご審議して頂きますが、施策を推進していく上での課題等について、委員の皆様それぞれの専門家としての立場、見地に基づいた、活発なご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

県といたしましても、皆様のご意見を施策に反映させつつ、文化芸術施策の効果的展開を図っていきたくと考えております。

20 結びといたしまして、今後とも県の文化芸術振興施策の推進につきまして、委員の皆様方のご支援、ご理解等を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、県としてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ゆたさるぐとううにげーさびら。

25 金城班長 嘉手苺部長は、この後別業務がありますのでここで退席させていただきます。

嘉手苺部長 よろしくお願ひします。⇒ (退席)

30 金城班長 まず最初に資料の確認をさせていただきます。右肩に本冊子と書かれた資料。同じく資料1、資料2、資料3、資料4の資料。A4 1枚紙で、平成30年度沖縄県文化芸術振興施策の策定等について(諮問)の資料。平成29年度沖縄県文化芸術振興審議会答申(写)の資料。最後にA4横の資料で、沖縄県文化芸術振興審議会答申等に対する県の対応状況。以上が配布資料です。不足はございませんでしょうか。

では進めてまいりたいと思います。

35 委員の方々を紹介させていただきます。本冊子3ページ、委員名簿をご確認頂きたいと思いますが、その順番でご紹介いたしますので、名前を呼ばれた委員の方はご起立願ひますようお願いいたします。

なお、仲田美加子委員につきましてはご都合により出席できない旨のご連絡があったことをご報告いたします。

40 それでは委員の名前を読み上げます。

前琉球大学法文学部教授、大城學委員。

大城委員 よろしくお願ひします。

45 金城班長 琉球大学非常勤講師、嘉手苺徹委員。

- 嘉手苜委員 よろしくお願ひします。
- 5 金城班長 国立劇場おきなわ運営財団芸術監督兼企画制作課長、嘉数道彦委員。
- 嘉数委員 よろしくお願ひします。
- 金城班長 浦添市美術館館長、宮里正子委員。
- 10 宮里委員 よろしくお願ひします。
- 金城班長 合同会社琉球芸能大使館代表、富田めぐみ委員。
- 富田委員 よろしくお願ひします。
- 15 金城班長 一般財団法人琉球フィルハーモニック代表理事、上原正弘委員。
- 上原委員 よろしくお願ひします。
一般社団法人ですね。
- 20 金城班長 失礼しました。一般社団法人ですね。
沖縄県文化芸術振興アドバイザー、平田大一委員。
- 平田委員 よろしくお願ひします。
- 25 金城班長 琉球漆器事業協同組合理事長、上原昭男委員。
- 上原委員 よろしくお願ひします。
- 30 金城班長 松本嘉代子料理学院学院長、松本嘉代子委員。
- 松本委員 よろしくお願ひします。
- 金城班長 沖縄県建築士会理事、前里悦子委員。
- 35 前里委員 よろしくお願ひします。
- 金城班長 日本音楽制作者連盟理事、比嘉螢委員。
- 40 比嘉委員 よろしくお願ひします。
- 金城班長 社団法人沖縄県芸能関連協議会常務理事、下山久委員は、ただいま向か
っているとのことであり、後程到着されると思います。
- 45 続きまして株式会社リクルートライフスタイル沖縄 代表取締役社長、
有木真理委員。

- 有木委員 よろしくお願ひします。
- 5 金城班長 県民代表として、沖縄県中小企業団体中央会専務理事、上里芳弘委員。
- 上里委員 よろしくお願ひします。
- 10 金城班長 それでは会次第に従って進めていきたいと思ひます。まず各委員にお願ひ申し上げます。各委員におかれましては、発言される際挙手をして頂き、お手元のマイクのボタンを押してからご発言頂きますようよろしくお願ひします。発言を終了した際も同じくボタンを押して頂きますようよろしくお願ひいたします。
- まず本日の本審議会成立の可否について事務局からご報告いたします。
- 15 村山 文化振興課の村山です。よろしくお願ひいたします。
- 20 私の方からご報告させていただきます。沖縄県文化芸術振興審議会規則第3条第2項におきまして、審議会は委員の過半数が出席しなければ会を開くことができないと規定されております。本日の出席状況につきましては、現時点で、15名中13名の委員が出席されております。そして先ほども司会の方からあったように、下山委員は遅れて到着するとのことでございます。従いまして、本審議会は定足数を充たしており本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。
- 以上でございます。
- 25 金城班長 それでは会長選出に移らせて頂きます。会長選出については、規則で、委員の互選によって定めることとされております。会長選出にあたり、委員の皆様の自薦やご推薦がございましたら挙手によりご提案頂きたいと思ひます。
- 30 平田委員 平田大一委員、お願ひします。
- 35 金城班長 もし事務局の方で腹案がありましたら、ご提案頂きたいんですけどいかがでしょうか。
- 事務局から提案させて頂いてよろしいでしょうか。事務局といたしましては、前期の審議会の会長もされ、その審議会の円滑な運営にご尽力頂いた大城學委員に引き続き会長をお願いしたいと思ひていますがいかがでしょうか。
- (異議なしの声)
- 40 ありがとうございます。
- それでは大城學委員に会長に就任いただき、これからの議事進行については大城会長をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。大城委員、会長席へご移動お願ひいたします。
- 45 大城会長 ただいま、本審議会の会長に選出されました大城でございます。

これからの議事運営について、皆様方のご協力を賜りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、事務局より、会議の公開についての説明をお願いいたします。

5
村山 では、会議の公開についてご報告いたします。

10 お配りしている本冊子がございますが、これの 11 ページ、「沖縄県文化芸術振興審議会の会議の公開について」という資料がありますが、これをご覧ください。この資料におきまして、審議会の会議の公開の方針を定めております。本日の会議につきましては公開することとしておりまして、傍聴定員は 10 名とさせて頂きました。なお、既に、傍聴希望者には入室して頂いております。以上でございます。

15 大城会長 それでは審議会を進行します。
 昨年度開催されました、審議会の答申事項について、県の対応について説明をお願いいたします。

20 新垣課長 はいさいぐすーよーちゅーうがなびら。沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課長の新垣やいびーん。ゆたさるぐとううにげーさびら。改めまして文化振興課長の新垣と申します。どうぞよろしく願いいたします。

 それでは私の方から説明をさせて頂きます。恐縮ですが、着座にて説明させて頂きます。

25 委員の皆様にお配りしております資料「沖縄県文化芸術振興審議会答申等に対する県の対応状況」という資料をご覧ください。

 冊子の 1 ページをお開きください。沖縄県文化芸術振興審議会答申等に対する県の対応状況についてご説明いたします。資料の左側が、平成 29 年度の答申概要となっております。答申概要に対する県の対応状況、説明については右側に記載しているところでございます。

30 それでは説明に入ります。平成 29 年度文化芸術振興施策の推進について、まず 1 点目です。

35 「県内の文化施設との連携及びネットワークの構築について、県が中心的役割を担う必要がある」との意見について。県の対応といたしましては、「県内の文化施設との連携等については、平成 28 年度から、県内文化施設等関係者による意見交換会を開催しており、県の取り組みや各施設の状況等について情報を共有しながら連携を図っております。また、県内の公立文化施設における県の役割については、今後、関係市町村・関係団体と意見交換を行っていきたいと考えております。」

40 2 点目です。「沖縄県博物館協会の学芸員の資質向上等の取り組みについて、協力する体制づくりを進める必要がある」との意見について、県の対応といたしましては、「学芸員の資質向上に関しましては、文部科学省や文化庁など国の機関をはじめ、博物館施設等からも学芸員を対象とした研修の呼びかけがありますので、これら様々な研修機会等を活用して頂けるよう周知して参ります。」

45 3 点目です。「伝統芸能等を担う人材の育成に取り組むとともに、伝統芸能の振興のため、継続した事業展開を行う必要がある」との意見について、

県の対応といたしましては、「組踊や琉球舞踊などの継承を図るため、県立芸術大学において人材育成に取り組んでいるほか、これらの伝統文化や沖縄芝居などの普及や若手の育成等を目的に「かりゆし芸能公演」への支援を行っております。また、文化芸術団体の組織化・マネジメント強化等を行っており、団体の持続的発展を図ることを目的として、「沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業」を実施しているところであります。」

2 ページ目をお開きください。

4 点目です。「食文化をはじめ沖縄の伝統文化を観光客に伝え広める取り組みを行う必要がある」という意見について、県の対応といたしましては、「平成 28 年度に策定した、「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画」(平成 29 年度～平成 33 年度まで)に基づき、琉球料理を基盤とした伝統的な食文化の保存・普及・継承を担う人材の育成に取り組んでおり、平成 29 年度は 22 名の調理師または栄養士の方を琉球料理伝承人として認証しております。今年度からは琉球料理伝承人による普及啓発活動やインターネットでの情報発信など、観光資源としての活用にも取り組んでまいります。」

5 点目です。「沖縄空手の普及・発展のためには、伝統空手というこれまで培われてきた沖縄のアイデンティティとしての独自性について学術的な研究を深めていく必要がある」という意見について、県の対応といたしましては、「今年 3 月に策定した沖縄空手振興ビジョンにおいて、伝統空手の着実な継承と協議空手の推進を図り、「空手発祥の地・沖縄」を発信するとともに、学術研究を深めていくこととしています。また、平成 29 年度から実施している「沖縄空手流派研究事業」では、沖縄空手の各流派の歴史、型、鍛錬方法等を調査研究したうえで体系化することとしており、その成果については、沖縄空手会館等において情報発信してまいります。さらに、今年度、沖縄空手の保存・継承・発展を図るため、沖縄空手振興ビジョンロードマップ(仮称)の策定に向けて、具体的な検討を行うこととしています。」

6 点目です。「琉球料理と沖縄料理の違いを整理し、琉球料理の料理人・店舗の認定に向けて取り組むとともに、文化財としての価値を検証する必要がある」との意見について、県の対応といたしましては、「琉球料理」や「沖縄料理」については、学術的に明確な定義はありませんが、県では、「琉球料理」について、「沖縄で発展・継承されてきた伝統的な料理」と定義しております。また、この琉球料理という沖縄独自の料理文化に基盤を置き、食材や調理法、風俗習慣などの様々な要素を包含した生活文化を、「沖縄の伝統的な食文化」と定義し、保存・普及・継承に取り組んでおります。答申の(4)で述べたとおり、県では、琉球料理を基盤とした伝統的な食文化の保存・普及・継承を担う調理師等を琉球料理伝承人として認証しております。また、店舗の認定については、「沖縄の伝統的な食文化普及推進事業」の検討委員会等において、認定方法や認定基準等について意見交換を行ってまいります。文化財としての指定については、沖縄の食文化である琉球料理は多様性に富んでおり、難しい面があると思われまいます。県では、平成 28 年度より「沖縄の行事食に関する総合調査事業」を実施しており、今後は、調査結果を踏まえ、地域行事と関連して継承されている行事食について、文化財指定の可能性を検討して参ります。」

3 ページ目をお開きください。

7 点目です。「しまくとうばについては、各島々のことばに配慮しながら施策を展開するとともに、目標を設定して普及・継承に取り組む必要がある」との意見について、県の対応といたしましては、「しまくとうばは、県内各地に受け継がれてきた言葉であり、地域の伝統行事で使用されている言葉であることから、各地域ごとに伝わる「しまくとうば」の多様性を尊重していくことが重要と考えております。そのため、各地域において、話者や講師等の養成講座を開催するなど、それぞれの地域において、「しまくとうば」普及の取り組みの拡大を図っていきたいと考えております。また、しまくとうばの普及継承については、「しまくとうば」普及推進計画に掲げた目標達成に向け、市町村や関係団体との連携のもと、様々な取り組みを実施しております。昨年度には、普及の中核的機能を果たす「しまくとうば普及センター」を開設したところであり、今後もしまくとうば普及継承のため、積極的に施策を展開して参ります。」

8 点目です。「子どもたちに芸術鑑賞の機会を提供するため、各学校に積極的に情報発信を行う必要がある」との意見について、県の対応につきましては、「児童生徒の豊かな感性を育むとともに、文化活動の充実・発展をめざし各種事業を展開しております、平成 29 年度は文化庁をはじめ市町村教育委員会等との共催により様々な講演等を開催しており、多くの学校が応募出来るように、市町村教育委員会会議や指導主事連絡会議などでの周知に加え、各市町村の担当へも周知しております。」

9 点目です。「大衆音楽・芸能などについては、観光や伝統芸能と連携させて支援することができないか検討を行う必要がある」との意見について、県の対応といたしましては、「県では、「沖縄文化芸術を支える環境形成事業」において、県内文化関係団体が実施する、沖縄の文化資源を活用した文化芸術活動を支援しており、平成 29 年度はアジアの音楽関係者のネットワーク構築や、県内ミュージシャンを対象としたショーケース（音楽見本市）の開催等に対して支援を行いました。また、「文化観光戦略事業」において、観光誘客を図ることを目的として、沖縄の伝統芸能など文化資源を活用した観光コンテンツ（舞台公演）を創出しており、今年度は 3 団体の舞台公演を予定しています。」

以上が、平成 29 年度答申に対する県の対応状況でございます。

大城会長

ただいま、平成 29 年度沖縄県文化芸術振興審議会答申に対する県の対応状況についてのご説明がございました。

それでは続きまして、沖縄県知事より平成 30 年度文化芸術振興施策の推進についての諮問が行われております。まず、平成 30 年度の文化芸術振興施策の概要について、事務局からご説明をお願い致します。

新垣課長

それでは、引き続き私の方から資料 1 から資料 4 までをご説明いたします。この資料 1 から資料 4 までは県の文化芸術振興条例を施策体系で整理したものとなっております。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。資料 1 は沖縄県文化芸術振興条例第 24 条で定められた「県の施策の策定・実施に県民等が参画する仕組みについて」まとめた資料となっております。

1 つ目は沖縄県文化芸術振興条例の制定については、平成 13 年に国の文

化芸術振興基本法が施行されたことを受けて、沖縄県では平成 17 年に沖縄県文化芸術振興指針の改定を行い、関係機関での協議や県議会の審議を経て、平成 25 年 10 月に沖縄県文化芸術振興条例を制定いたしました。

5 これまでは、文化財や景観、伝統工芸など関係法令等を根拠とした個別の領域での条例は存在しておりましたが、沖縄県文化芸術振興条例の制定に伴い、本条例が文化芸術という領域全体の振興の根拠となり、他の条例の上位に位置づけられる、基本条例として機能することになりました。

10 2 つ目の文化芸術振興に関する基本理念については、条例第 2 条において、本県の文化芸術の振興において、柱となる考え方について 10 項目にわたってその理念を規定しております。この 10 項目の構成について、第 1 項の文化芸術の担い手の自主性の尊重、第 2 項の創造性の尊重、地位の向上、第 3 項の文化芸術を創造し、享受する権利の確保までは文化芸術と県民のかかわりに関連について規定したものととなっております。

15 第 4 項の文化芸術の多様性の尊重、保護及び発展、第 5 項の世界に通用する質の高い文化芸術の振興、第 6 項、伝統的な文化芸術の継承、第 7 項、創造的活動の推進、第 8 項、国内外との文化芸術交流の推進までは文化芸術のあり方を関連づけて規定したものととなっております。

20 第 9 項の多様な人材の育成、及び第 10 項の県民、文化芸術団体、事業者、教育研究機関、市町村と県の相互連携及び協力については包括事項として規定したものととなっております。

続きまして、2 ページをご覧ください。

3 つ目の県が策定・実施する施策の体系について説明いたします。条例の中では文化芸術に関する基本施策を 5 つの節、17 の条文で構成されています。この表の左側の縦に並んでいる縦書きの 5 つの基本施策、文化芸術の振興、人材の養成等、文化芸術活動の充実、文化芸術の活用、文化芸術を支える基盤の強化の中にさらに、条例第 7 条、伝統的な文化の継承・発展、以下、一番下になります、第 23 条、企業等による支援活動の促進まで 17 条の条文に沿って、施策が体系化されております。さらに、第 7 条の伝統的な文化の継承・発展のところを例として見ていただきますと、その中には、第 1 項のしまくとぅばの普及・継承、第 2 項の伝統芸能の継承・発展、第 3 項の空手道・古武道の継承など、第 4 項の伝統工芸の継承・発展、第 5 項の伝統文化の保存・継承・発展というような形でより具体的な施策で構成されております。

35 3 ページをご覧ください。

4 つ目の県民等の意見の反映、県民参画の仕組みについてご説明いたします。条例では、県が文化芸術施策の策定・実施するにあたっては、広く県民等の意見が反映されるように配慮することとしており、そのために具体的な手続きを定めております。

40 まず 1 つ目は、条例第 24 条に県民等の意見の反映が規定されており、県は、文化芸術振興施策に県民等の意見を反映させるため、毎年度、県民等に施策に関する情報を公開しております。今年度の公開は 4 月 2 日から 5 月 2 日までの 1 か月間にわたり、県のホームページや行政情報センター等で公開して、県民から広く意見をいただく手続きを行いました。

45 2 つ目は、条例第 25 条に、県は、毎年度、文化芸術振興施策を学識経験者等で構成される沖縄県文化芸術振興審議会にはかり、その調査審議の結

果を施策に反映することとなっております。本日の審議会はこの条例第 25 条を根拠に開催しているものでございます。

ただいま、説明いたしました条例第 24 条及び 25 条の手続きを図式化したものが下記の図で示されております。

5 続きまして、資料 2 の説明に移ります。

資料 2 の 1 ページをお開きください。平成 30 年度における文化芸術振興施策の概要についてご説明いたします。

10 平成 30 年度の沖縄県の文化芸術振興に関する事業は、合計で 97 事業、予算総額は約 85 億円 3 千万円となっております。これを平成 29 年度と比較しますと、金額で約 10 億 9 千 7 百万円、伸び率は 14.8 % 増となっております。主な増加の要因といたしましては、この資料の 10 ページに記載しておりますが、ご覧いただけますでしょうか。ナンバー 101 の沖縄振興「知の拠点」施設整備事業というのがございますが、増の要因は、この事業が前年に比べ約 16 億 2 千万円増加したことによるものでございます。

15 また、2 ページの方にお戻りください。

第 2 章で規定されている文化芸術の基本的な施策を体系別に整理した主な事業は 2 ページ以降に掲載されております。ここでいう主な事業とは、平成 30 年度の新規事業であるほか、県の重点施策事業、さらに各部局において規模が大きい事業、事業内容が重要であるなど、多くは一括交付金を活用した事業となっております。

20 2 ページをご覧ください。

25 2 ページから 11 ページまでは、先ほど資料 1 の 2 ページに掲載されている施策の体系に沿った形で事業を掲載しております。具体的には、2、伝統的な文化の継承及び発展に関する施策については、条例第 7 条に関連する主な事業として、ナンバー 1、しまくとぅば普及継承事業から 3 ページまでに記載の、ナンバー 20、デジタルミュージアム推進事業までの 9 事業を掲載しております。ちなみに事業の前にナンバー 1 やナンバー 2 と記載している番号については資料 4 の沖縄県文化芸術振興条例に基づく施策体系別事業一覧のところで、黄色で記されている主要事業と連動しておりますので、各委員の皆様には、適宜ご確認くださるようお願いいたします。なお、事業内容や予算額等の説明については、時間の制約もございまして、説明は省略させて頂きたいと思っております。

30 4 ページをお開きください。

35 3、芸術、芸能・生活文化の振興に関する施策については、条例第 8 条に関連する主な事業として、ナンバー 23、沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業の 1 事業を掲載しております。次に、4、文化財等の保存及び活用に関する施策については、条例第 9 条に関連する主な事業として、ナンバー 35、琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業から 5 ページのナンバー 39、琉球王国文化遺産集積・再興事業のまでの 4 事業を掲載しております。次に、5、景観の形成等に関する施策については、条例第 10 条に関連する主な事業として、6 ページに記載のナンバー 46、沖縄らしい風景づくり促進事業の 1 事業を掲載しております。同じく 6 ページ、6、人材の養成等に関する施策については、条例第 11 条から第 14 条に関連する主な事業として、ナンバー 49、文化観光戦略推進事業及びナンバー 59、
45 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業を掲載しております。7 ページを

お開きください。7、県民等の鑑賞機会の充実等に関する施策については、
条例第 15 条に関連する主な事業として、ナンバー 70、離島読書活動支援
事業、ナンバー 71、離島読書活動充実事業の 2 事業を掲載しております。
次に、8、文化芸術交流の推進に関する施策については、条例第 16 条に
5 関連する主な事業として、8 ページに記載されております、ナンバー 73、文
化観光戦略推進事業、ナンバー 74、グローバルリーダー育成海外短期研修
事業、沖縄県高校生芸術文化交際交流プログラム、ナンバー 75、世界のウ
チナーネットワーク強化推進事業までの 3 事業を掲載しております。同じ
く 8 ページです。9、文化芸術を活用した地域づくり、産業振興等に関する
10 施策については、条例第 17 条から第 19 条に関連する主な事業として、9
ページに記載しております、文化観光戦略推進事業及びフィルムツーリズム
推進事業のまでの 2 事業を掲載しております。同じく 9 ページの、10、
文化芸術を支える基盤の整備に関する施策については、条例第 20 条から 23
条に関連する主な事業として、ナンバー 88、鎌倉芳太郎資料継続的調査・
15 発刊事業のほか、10 ページに記載のナンバー 89、県立芸大進学広報強化事
業から下のナンバー 102、県立図書館開館記念事業までの 6 事業、加えて 11
ページに記載しております、ナンバー 103、琉球王国文化遺産集積・再興
事業のまで合計 8 事業が掲載されております。以上をもちまして資料 2 の
説明を終わります。

20 続きまして、資料 3 をご覧ください。

資料 3 は平成 30 年度文化芸術の振興に関する主要事業となっております
が、先ほど資料 2 で説明いたしました 25 の主要事業について、事業目的や
内容、事業イメージ等を掲載したポンチ絵となっております、資料 2 と資料 3
はリンクしているところがございます。時間の都合もあり、ここでの説明
25 を省略させていただきたいと思っておりますので、委員の皆様には各自でご確認
くださるようお願いいたします。

資料 4、最後の資料となる資料 4 の 1 ページをご覧ください。

平成 30 年度沖縄県文化芸術振興条例に基づく施策体系別事業一覧につい
ては、全事業の 97 事業を掲載している資料となっております。一覧表の見
30 方としては、一番左、表の左から順に番号、事業名、項、事業内容、所管
課、事業費、主要事業の該当の可否、事業期間等を記載しております。な
お、表の左から 3 列目の項と記載されておりますが、ここでは条例の第何
項に該当するかを表しているところであり、例えば、番号 1 のしまくとう
ば普及継承事業の項の欄には①が記載されておりますが、これは条例第 7
35 条の伝統的な文化の継承・発展の第 1 項で規定されているしまくとうば関
連の施策に該当する事業となっております。同様に番号 2 の沖縄文化芸術
を支える環境形成推進事業の項の欄には①から⑤までが記載されてお
りますが、これは条例第 7 条の伝統的な文化の継承・発展の第 1 項から第 5 項
まで規定されているすべての施策に該当する事業となっております。

40 また、この、資料 2 と資料 3 は、主な事業を掲載しておりますが、この
資料 4 はすべての事業を掲載しております。黄色く塗られている事業は、
資料 2 と資料 3 で説明した、主要事業の 25 事業を指しているところござ
います。

45 最終的に文化芸術に関係する事業を所管する課については、出先機関等
を含めまして、6 部、16 課にまたがっているところがございます。

以上、簡単ではございますが資料1から資料4までの説明を終わらせて頂きます。

大城会長

5 ありがとうございます。それでは議事を進めて参ります。
平成30年度の文化芸術振興施策に関して、パブリックコメントによる県民意見、さらに、事前に委員の方からご質問を頂いておりますので、それに係る対応状況について事務局から説明をお願いいたします。

村山

10 それでは、今年度実施いたしましたパブリックコメントの結果と、事前に委員の皆様方から頂きましたご意見に対する対応方針について説明させて頂きます。

初めに、パブリックコメントについてのご説明をいたします。

お手元の平成30年度沖縄県文化芸術振興審議会答申等に対する県の対応状況の冊子をご覧ください。その冊子の4ページになります。

15 平成30年度文化芸術振興施策について、平成30年4月2日から5月2日にかけて、県民の意見募集を行ったところ、2人の方から4件の意見がございました。意見の要旨とその対応方針について説明させて頂きます。

20 パブリックコメントの一つ目です。「しまくとぅば読本の使い方について、教師向けの講習会を県内各地で開催してはどうか」というご意見がありました。これにつきましては、「県としましては、しまくとぅば読本については、読本の制作に携わった有識者等で構成する「しまくとぅば読本検討委員会」において、効果的な活用のあり方等について検討することとしており、講習会の開催についても、同検討委員会において議論していきたいと考えております。」

25 2つ目のコメントです。「しまくとぅばハンドブックの内容を、飲料メーカーに依頼して、販売する飲料水等のパッケージに印刷してもらうと効果があると思う」というご意見でございます。これにつきましては、「県としましては、しまくとぅばの普及継承については、民間企業との連携も重要であると認識しており、ご提案の内容については、実現の可能性を含めまして、今後検討していきたいと考えております。」

30 3つ目のコメントです。「しまくとぅば普及推進計画における、目標値について、もっと具体的に達成可能な数字にしてはどうか。普及推進計画終了後の平成34年度以降はどうするのか」というご意見です。これにつきましては、「県としましては、しまくとぅば普及推進計画は、平成25年度から平成34年度までの10ヵ年計画となっており、目標値についての見直しは現状では考えておりませんが、平成34年度以降については、10ヵ年の総括を踏まえ、新たな計画の策定及び目標値について検討して行く必要があると考えております。」

40 4つ目のコメントです。「伝統舞踊の振興を図るためには、伝統組踊の分野と組踊の衣装を製作する伝統工芸の分野との連携・協力が重要であるが、行政による支援策が必要ではないか」というご意見です。これにつきましては、「県としましては、県では伝統組踊など文化芸術活動の持続的発展を支える環境整備に取り組んでおり、そのため、文化関係団体を対象に運営上の課題解決に向けた支援メニューなども準備しておりますので、それら

45 を活用し、両分野の連携・協力の手法を検討して頂きたいと考えております。

す。」

パブリックコメントに対する対応方針は以上であります。

続きまして、次のページの、5 ページをお開きください。

5 平成 30 年度の文化芸術振興施策について、事前に、委員の皆様からご意見、質問を伺っております。5 名の委員から、8 つの質問で、11 項目のご意見がございました。それぞれの質問につきましては、担当の課から説明させていただきます。

10 長浜班長 それでは説明させていただきます。文化振興課の長浜です。よろしくお願ひします。

まず、5 ページの表の、左の欄に質問番号という項目がありますが、そちらに記載されている内容が委員の皆様から頂いた質問の内容となっております。一番右端の対応が県の対応となっております。

15 まず質問 1 です。資料 2 の、4 ページのナンバー 23 に関連する質問となっております。質問内容ですが、「沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業」において、持続的な「アーツカウンシル” 機構”」に転じていくためには、組織体制の整備を今から構想し、文化芸術支援のサイクルを整えておく必要がある。公益財団法人沖縄県文化振興会にこの機能があると考えており、同振興会の組織を改編し、ノウハウやネットワークが蓄積できるような施策を講じる必要がある。という内容の意見を頂きました。

20 これに対しての県の対応としましては、沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業においては、県内文化関係団体による取り組みを支援するにあたり、公益財団法人沖縄県文化振興会に、文化の専門人材を配置し、同人材の目利きの下で、事業の選定や、実行支援、事後評価等を行うアーツカウンシル機能を取り入れ、より効果的な事業執行につなげることであります。沖縄県文化振興会は、公益事業を担う財団として、本県の文化行政を補完する団体であり、「公益財団法人沖縄県文化振興会中長期計画」において、沖縄版アーツカウンシルの設置を視野に入れた地域シンクタンクの実現を目指すこととされています。県としましても、引き続き密接に連携を図りながら、同会の組織体制や機能強化につながるような施策に取り組んで参ります。

25 30 続きまして、質問 2 です。資料 3 の、7 ページ、ナンバー 18 の、沖縄食文化保存・普及・継承事業に関連する質問です。

35 1 つ目の質問ですが、琉球料理担い手講座の内容については、琉球料理伝承人に見合う講座内容にした方がよい。という内容です。

40 県の対応としまして、琉球料理担い手育成講座については、年度間で知識や技術の習得に差が出ないように、基本的には前年度の講座を踏まえ開催する予定です。具体的な内容については、専門家や研究者などで構成されるワーキングチームで検討・協議を行い作成する予定であります。

2 つ目のご質問です。現在、沖縄県は健康長寿の観点からすると日常の食生活に支障を来していると思われることから、沖縄の伝統的な食文化のブランディングを通じて、沖縄独自の食文化を取り戻すことができないか。という内容です。

45 県の対応としまして、琉球料理は宮廷料理と庶民料理の双方を源流として受け継がれており、なかでも庶民料理は亜熱帯の気候風土が育んだ滋養

豊かな食材と、素材の良さを無駄なく、そして成分を有効に摂る料理方法を組み合わせ、独自の料理を作りだしたものであり、これは「くすいむん」「ぬちぐすい」といわれ生活に根付いてきました。県としましては、こうした食文化が県民の健康や長寿を支えてきた要因でもありと考えており、

5 「第3次沖縄県食育推進計画」の中で沖縄の伝統的な食文化の普及・継承について取り組んでいるところであります。

6 ページをお開きください。質問3です。資料4の10ページをご覧ください。資料4、10ページの方で、第15条第3項、県民の鑑賞等の機会の充実等という項目の中の③です。障害者等の文化芸術活動の充実について、

10 に関する内容です。2016年度に策定した「沖縄文化プログラム—御万人往来！文化でひらく未来の懸け橋—」の施策の進捗状況について教えて頂きたい。ということです。

まず1つ目、1点目の質問ですが、東京オリパラ2020を控え、県独自でも「沖縄文化プログラム」を策定したと思うが、今年度、次年度以降の具体的な事業立案が現在どのように進められているのか、どう展開していくのかを教えてほしいというような内容です。

15

県の対応としまして、県では、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して取り組む文化芸術関連の取り組みの方向性を示すものとして、「沖縄文化プログラムの展開にかかる基本方針」を平成29年3月に策定しており、同方針が県及び関係者の共通認識として、文化芸術振興施策の立案や展開における指針となることに意義があると考えております。

20

具体的な取り組みとして、県では同方針を踏まえ、リーディングプロジェクトとなる事業の検討のほか、文化プログラムの認証制度である「beyond2020プログラム」の認証を29年7月から認証促進に取り組んで

25 るところです。また、県立芸大や、県立博物館・美術館、沖縄文化振興会と連携を図りながら、同方針や文化プログラムの広報に努めているところであります。

2つ目の質問です。

「あらゆる人の文化活動の充実」、とりわけ「障がいを持った人」の文化芸術活動への取り組みに対する施策や事業が極端に少ないように思う。新たな「コンセプトを持った文化プログラム」を策定したにもかかわらず福祉面との協働が薄いように思うが。という内容です。

30

県の対応としましては、沖縄文化プログラムの展開に係る基本方針では障がいの有無に関わらず、あらゆる人々の相互理解や交流に資する文化プログラムを推進することとしており、県では同方針も含めた文化プログラムの趣旨について、関係機関と連携を図りながら広報に努めているところであります。また、公益財団法人沖縄県文化振興会においては、「おきなわ文学賞」での点字作品の応募受付開始、「世界エイサー大会」での車椅子でも踊れるエイサープログラムの作成・紹介など、昨年度より社会福祉面と

35 協働した取り組みを行っており、こうした取り組みの事例の周知も交えながら、今後とも社会福祉面と協働した文化芸術活動に努めて参ります。

3つ目の質問です。

平成29年度策定の「沖縄文化プログラム」で述べている「リーディングプロジェクト」の具体的なイメージや今後の取り組み・展開について教えて

40 ほしい。という内容です。

平成 29 年度に策定した、沖縄文化プログラムの展開に係る基本方針においては、「御万人往来！文化でひらく未来の懸け橋～境界を越えてあらゆる人々が行き交う『御万人津梁プログラム』の推進」をコンセプトとして掲げており、国籍、年齢、性別、言語、文化の違い、障がいの有無などを越えて、あらゆる人々が参画・交流が可能な文化プログラムの推進を図っております。リーディングプロジェクトについては、このコンセプトを県内外に強く発信できる取り組みが求められていると考えており、2019 年度の実施に向けて検討を行っているところです。

続きまして 7 ページをお開きください。

質問 4 です。資料 4 の 9 ページ、ナンバー 57, 58 の組踊に関連する質問です。内容ですが、来年の「組踊上演 300 年祭」に向けた取り組みについて、文化団体から副知事宛てに「組踊上演 300 年を記念した企画、催事の要請」があったと思うが、県の対応策や取り組みの内容について教えてほしい。という内容です。

対応状況としまして、2019 年は、組踊が 1719 年に初めて上演されて 300 年目の年となります。昨年 11 月には、伝統組踊保存会等より 300 周年記念事業の実施等について、富川副知事に要請がありました。県としては、組踊が沖縄の伝統芸能を集約した総合芸術と称されることや、沖縄 21 世紀ビジョンの将来像においても「伝統、文化を大切にすること」が掲げられていること等から、関係者等へ呼びかけを行い、去る 5 月に 15 団体による組踊上演 300 周年記念実行委員会を起ち上げ、話し合いを始めました。今後、多くの団体と連携して各種記念事業を行うことで、県民が組踊をはじめとする沖縄文化への誇りをあらたにし、より一層沖縄文化に親しみ、支える環境づくりにつながっていくよう取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、質問 5 です。資料 4 の 12 ページ、ナンバー 76 の、「文化発信交流拠点整備事業」に関する質問です。現在の「文化発信交流拠点整備事業」について、現在の状況とこれまでの経緯を説明して頂きたい。という内容です。

県の対応状況ですが、県では、平成 21 年 3 月に閉館した県立郷土劇場に代わる施設のあり方について検討を行い、浦添市にある国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する基本計画を策定しました。基本計画では、具体的な整備場所を組踊公園としていますが、同公園は浦添市の都市計画で定められた都市公園となっております。このため、都市計画等に関する条件整理や調整を進め、本年 1 月に実施計画策定業務の企画公募を行い選定された業者と契約を締結したところです。引き続き浦添市等の関係機関と調整を進め、実施計画の策定に向けて取り組んで参りたいと考えております。

文化振興課からは以上です。

次に、空手振興課の方から説明させていただきます。空手振興班の佐和田と申します。よろしくお願ひします。

質問 6、資料 2 のページ 2、ナンバー 4、沖縄県空手振興事業に関してでございます。沖縄空手会館は現状では規模が小さいので、空手家が宿泊できる施設等を併設し、オリンピックの誘致が可能な規模拡大が必要である。また、多くの国民は沖縄が空手の発祥地であることを知らないことから、

国内外に広くアピールするべきである。

対応としまして、沖縄空手会館は整備計画等策定時に、既存施設(県立武道館)と適切な役割分担を図りながら空手振興機能の中心を担う必要があること、また、宿泊施設については周辺の宿泊施設や旅行者と連携を図ることとしております。また、平成 28 年度に実施した実態調査において、「空手発祥の地・沖縄」の認知度は、県内 96 %と高い一方で、県外 34 %と認知度が低かったことから、昨年度策定した沖縄空手振興ビジョンに基づいた施策展開を図り、国内外に向けて「空手発祥の地・沖縄」の情報発信に積極的に取り組むこととしております。

以上です。

金城班長

資料 8 ページをお開きください。質問ナンバー 7、経済的負担が原因で博物館・美術館等を鑑賞できない県民も多いと思われることから、「無料の日」を数多く設けて頂きたい。という質問にお答えします。関連資料は資料 4 のページ 14、ナンバー 93 の事業になります。

対応状況です。現在、沖縄県立博物館・美術館では、5月18日の「国際博物館の日」に関連して、直近の土曜日を無料としているほか、「文化の日」も無料入館日としております。また、未就学児童、70歳以上の方、障がい者手帳を有している方及び介助者についても無料としております。その他の県内の博物館等においては、その施設の性格に応じ独自に無料入館日を設定しているところもあります。県立博物館・美術館のような指定管理者制度を導入している施設において、無料入館を増やすことについては、館の収支に関わることから、施設の管理・運営を行う指定管理者と意見交換をして参りたいと考えております。

德里班長

続きまして質問 8 をご覧ください。文化財課、德里と申します。県内市町村立・私立の博物館活動を充実させることを目的として九州地域や全国の博物館組織との研究交流・情報交流が必要である。沖縄県博物館協会の会員館が九州博物館協会及び日本博物館協会の研修会に参加できるよう派遣旅費の支援ができないかとの質問につきましてお答えします。対応としましては、博物館学芸員等の資質向上にかかる研修会への参加については、それぞれの博物館において、研修内容や学芸員等自身の必要性等を勘案し判断されるものでありますので、そのための旅費は、受講者の所属において対応して頂きたいと考えております。県としましては、博物館学芸員等の資質向上や研究交流が円滑に行われるよう、沖縄県博物館協会とも連携しつつ、今後も研修情報等必要な情報の提供に努めて参ります。

以上です。

大城会長

事務局からの県の施策や意見への対応方針等の説明が終わったところでございます。

これから、10分間の休憩を頂いて、そうですね、10時40分あたりから、会議を再開したいと思っております。では10分程の休憩をします。

(休憩)

大城会長

それでは再開いたします。先ほどの事務局からの説明を踏まえて、平成 30 年度文化振興施策の推進につきまして、委員の皆様から、ご意見を頂戴したいと思います。

5 時間が限られていますので、委員の発言の時間を一人当たり 3 分 30 秒とさせていただきます。昨年度もやりましたが、かなり有効だったので、今回もこれを活用します。とりあえず委員全員の意見をひととおり伺った後に、追加のご意見や補足などがあれば、会次第の 9 番目、「その他の意見等」の中で、お時間を設けておりますので、その際にご発言ください。

10 それでは、パソコンの画面に、残り時間の画面が表示されますので、確認しながらご意見をお願いしたいと思います。

発言の順番についてでございますが、平田委員はこの後出張があり、中座されるとのことですので、先に平田委員の方のご意見を頂戴したいと思います。それではお願いします。

15 平田委員

おはようございます。民泊の関係でこれから八重山の方に参ります。我が家に民泊が来るということで、本当は昨日から行く予定だったんですが、この会議のため、午前中だけ出席し時間をいただいて、中座させていただきますが、ご了承ください。

20 先ほど県の対応状況についての説明がありましたが、この 6 ページの質問は、これ全部が僕からの質問であります。やはり沖縄文化プログラムが策定されている中で、「御万人津梁」、要するにいろんな方々の、文化に関する取り組みを支援するというのがあるのですが、実は知り合いの関係者と一緒に、障害を持った方が音楽祭を開くということをやると、これは、福祉の方の補助金、それも上限 50 万という補助金を使ってやっていると、
25 ことを伺ってるんですけど、これが文化であればもうちょっと上限がですね、大きな補助金もあるかなと思うんですが。非常にやはり、文化における福祉関係の皆さんが文化イベントやりたいという時の実はメニューがそんなにないということがわかりまして、もうちょっとこのあたりはやはり
30 きっちりと、手広くやってあげた方が良くないかなというような意見で、この 6 ページのところのものはですね、障害者等の文化芸術活動の充実についてに関しては、上げさせて頂いております。

この中で答申がありますけども、この、県が策定した沖縄版の文化プログラムに関しては同方針や文化プログラムの広報に努めているところですが、
35 とはあるんですが、ちょっとあんまりそんなふうによく聞こえては来ていませんし、そんなに旗がひらひらはためいたわけじゃないなと思いつつながら、その策定そのものを見てみますと、2019 年から実施していくと書いてありますので、それでこういう質問をさせてもらったんですが、6 ページの下の方の答申の、対応の中で、2019 年度の実施に向けて検討しているところ
40 です。と書いてありますので少し安心してはいますけども。このあたり、どんなふうなことを考えてらっしゃるのかを一つ、できればお答え頂ければありがたいと考えております。

それから、2 つ目、組踊に関しては、この間実行委員会が立ち上がって 5 月に、私もオブザーバーで参加させてもらいました。県の本当に迅速な対応というものには、個人的には凄いなあと思って見ていたんですけども、
45 色々と様々な意見が出ましたので、その意見に対してどう応えていくのか

5 というのをやっていかなきゃと思います。やっぱりですね、県外の会館を借りようとしたら既に貸館は締め切られています。ですから、それならば県外での組踊をどう展開していくかを考えた時にはこれ年度内で考えていく予算とか事業の立案というのは、ちょっとなかなか難しいんじゃないかなと思ってますので、このあたり、進みながらですね、関係団体とお話し合いをしたらどうかなとかと思っております。

残り時間は少なくなりましたが、文化発信交流拠点に関しましてはぜひ、今後とも、ちゃんとわかる形で、説明して頂いて、広報等周知して頂いたらありがたいなと思っております。

10 時間が来ましたので、以上です。

大城会長

ありがとうございます。今2つございましたが、いかがでしょうか。

障がい者等の文化芸術活動の充実の関連で事務局の方からご説明を頂ければということでしたので、事務局の方からお願いします。

15

長浜班長

障がい者等の文化芸術活動の充実についてということで、県の方では、文化振興会において、色々な補助事業に関する支援は文化活動をしたいという団体さんからご相談がある場合は、補助事業の色々なメニューを揃えておりまして、その情報提供やアドバイスを行っています。

20

そういうお話がある場合は、文化振興会を活用して頂きたいと思います。

また、障がい者の方に対する施策が少ないというのは、それはこちらも感じますので、また、県の他の部局にもこのプログラムの方針などを周知しながら、こちらの方も色々声をかけながら、取り組んでいきたいと考えております。

25

先ほど、リーディングプロジェクトについてのご質問がありましたが、それについては、実は昨年度、今年度の予算、30年度の事業として予算要求をしたところ、それが認められなかったということがありますので、今年度また新たに検討して、その事業を次年度に向けて取り組んでいきたいと考えています。

30

事務局からは以上です。

大城会長

ありがとうございました。よろしいですか？

平田委員

頑張ってください。よろしく申し上げます。以上です。

35

大城会長

それでは、委員の皆さんのご発言を、私の右側の方から、順にいただきたいと思っております。

お話になる際には、この机の前のこのシステムの右の方ですね、ブルーをころのスイッチを押してください。そうしますと、赤いランプがつかまります。話し終わりますと、もう一度押してください。そうしますと、オフになります。

40

それでは、嘉手苺委員の方からお願いいたします。

嘉手苺委員

よろしく申し上げます。

45

空手に関しまして、全国でも稀な空手振興課が設置され、沖縄空手会館

の建設が実現して、それを拠点として、館の行事が催され、それから、交流のための色々な人の動きもなされてきています。特に伝統空手といわれる、これまで沖縄で培った空手の継承発展、それから競技空手、これはスポーツとしてですが、さらに、沖縄の空手発祥地としての知名度を上げていくということが必要になっています。

それから、今回特にですね、大きな柱として、学術研究があげられているわけです。これを機に色々問題が上がってきておそらく振興課の方も対応に苦心しているかと思えます。それぞれ上がってくる課題というのは、どれも空手界といいますか愛好家にとっては重要な課題でありまして、どれも皆取り上げてもらいたいと、早めにやってもらいたいと考えているわけで、そういうところが目白押しになっているかと思えます。

今たくさん課題の中から、特に学術研究ということで、意見を述べます。学術研究は色々な、空手の事業をしていく上で土台の部分になってくるわけですね。空手は、王国時代、琉球国時代からあった当時の武術が近代、現代に至って変遷しながら発展してきたのですが、その見解が現在どういう状況になっているかということも全て学術研究がはっきりしなければ、事業としてもしっかりしたものは作っていけないと思えます。流派に関する事業がスタートして、その取り組みは、振興課の方でも、色々な意見を聞きながら進めているところだと思われま。

今年は2年目で、2つめの流派を中心にやっというところだと思います。学術研究は、とても地味でやっぱりお金がかかって、人材についても、今いる研究者、さらに新たな研究者を作っていかなければいけないというところにもなってくるかと思えます。色々課題があがってはいますが、振興課に柱になる部分について、再度お話を伺えたらと思えます。

以上です。

佐和田班長

嘉手苜委員ありがとうございます。

今お話があった空手振興に関してですけれども、ご存知のように空手振興ビジョンを平成30年の3月に策定いたしまして、今年4月からこの空手振興ビジョンに沿った、空手振興ビジョンロードマップを策定する予定です。それぞれの部会で話し合いを持つということで、一つは保存継承、二つ目が普及啓発、三つ目が振興発展、この3つと、空手振興ビジョンの時にはなかった、次世代空手家の検討部会をもう一つを設ける予定です。

仰ってる研究事業に関してなんですけども、その保存継承部会の中でも、協議をしていきたいと考えております。昨年度は、空手流派研究事業として上地流を実施し、一つの冊子にまとめました。今年度はまた、那覇手である剛柔流、そして次年度は、首里手、泊手に関しては流派が多いので、2か年にわたって平成31年度、32年度で、今後流派研究を続けていく予定としています。もう一つ学術研究に必要なその資料収集とか調査研究事業というのも今年度は事業化されております。これは新聞資料が空手に関する資料がかなり少ないものですから、ご存じだとは思いますが、東京の国立国会図書館とか、あるいはハワイ報知新聞とか、戦前の他府県にある新聞とか、海外の新聞とか、そういうものを収集して、その中から空手がどういうふうなその当時扱いをされていたとか、体系化されていたとか、学芸員を投じてですね、今年度事業をしていく予定としております。

よろしいでしょうか。

5 嘉手苜委員 流派のハードル、とても高いと思いますけど、よろしく願いいたします。協力していきたいと思います。

佐和田班長 ありがとうございます。

10 大城会長 冒頭の方で申し上げるのを忘れてしまいました。今委員の皆様方からのご意見を頂戴いたしますけども、委員のご発言の方を主体としてですね、事務局からの回答というのはできるだけ控えて、できるだけ課題を出して頂いて、またそれが次につながるような形になればと思っております。それを申し上げるのを忘れておりました。大変失礼しました。
それでは宮里委員、お願いします。

15 宮里委員 私は質問の8を質問いたしました、宮里でございます。

教育委員会の文化財課の方からお答えを頂きました。発言の立場は、浦添市美術館長と沖縄県博物館協会としての立場です。沖縄県博物館協会は、40年の歴史があり70館余りの博物館が入っている組織の会長としております。正確には5月まででございましたが・・・。

20 博物館・美術館という施設は、当初は確かに文化財の保存や継承がベースになっていりましたが、現在は学校教育との連携や地域の文化活動など社会教育施設的な要素もだいぶ強く持っていて、どの館でも実習教室や学校の子どもの受け入れ活動をしております。

25 近年では、さらにこれが観光施設として、観光客が地域をまわって、風景や遺跡を見て、そのあとどういう歴史であったかとか、具体的にどんなものがあるか等を目的に施設にやってくる、いわゆる文化発信施設としての機能も大変大きくなっていますし、博物館の業務としてそれが要求されております。もちろん解説パンフレットも多言語化ということで、中国語、英語、繁体語、簡体語、さらにハングルですね、そういったものも含めて
30 対応しております。

しかし、博物館同士の横のつながりというのが非常に薄いといえますか
か弱いんですね。確かに、文化財課の仰るように各博物館・美術館においての内容ですとか、それから研修に関しても総合的にも自然史から文化活動まで幅広くありますので、まとめにくい現状はよくわかるんですけど、
35 やはりお互いの色んな機能を要望されいながら、なかなかネットワーク作りができない、さらに自分たちでもスキルアップの手段が困難ということでの悩みの声も大きく聞こえてきます。

その原因の一つを申しますと、6年前までは沖縄県博物館協会の事務局が沖縄県立博物館・美術館の中にありました。そこがリーダーシップを取って総会ですとか研修会を開いておりましたが、これが6年前から事務局を各館が2年おきに持ち回りするということになりまして、私ども浦添市美術館も2年間その事務局を担いました。

その経験を踏まえ、市町村の博物館は、基盤が非常に弱い施設がほとんどですので、何かのネットワーク作りができるようなご提案を頂ければな
45 ということ、去年、今年とこの意見を出させて頂いております。

ただ今の文化財課の回答で、こういった館の資質向上や研究交流が円滑に行われるように、協力・連携をしてくださるということですので、大変心強く思っております。どうぞ今後とも文化財課、それから文化観光スポーツ部とも色々ご相談をさせて頂けたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5

大城会長

ありがとうございました。続きまして上原正弘委員、よろしくお願いいたします。

上原正弘委員
10

私、今回から初めて委員をさせていただきます、琉球フィルハーモニックの上原正弘といたします。どうぞよろしくお願い致します。

まず今回参加させていただいて、色んな事業がなされているんだなということで、これから期待も凄く膨らんでおります。

15

まず一つですね、沖縄県文化芸術振興条例の中の、最初のページの附則、と書いているところですね、主に万国津梁の精神、これ沖縄がどうやって技術を積み上げてきたかという内容を書いているんですが、一番最後にですね、新たな文化芸術を創造していくことを決意し、という形で、これは凄く良い言葉だなと思っております。私どもがやっているクラシックのプロの音楽家活動としてのオーケストラ、それからジュニアオーケストラ、これは子どもたちの育成ですね、そして、子どもたちの居場所づくりということで、ジャズのビッグバンドでの活動を、この3つを柱に活動しています、

20

300年前に初めて組踊が上演されましたが、沖縄でのクラシック文化というのは本当に100年前後くらいの新しい文化ではないかと思っております。これから発展していく文化と考えています。それでですね、クラシック、もう一つは、ジャズというものもありますし、ロックもあります。ロックはベトナム戦争以降なんですけど、50年、50数年くらいの歴史があります。ジャズはもっと長い歴史があります。これを踏まえて、この取り組みを見るとですね、確かにクラシックの参加できる取り組みは、多いんですけど、ジャズやロックの方たちが、これも沖縄の新しい文化の一つなので、彼ら取り組みやすいものを作ってあげたら良いんじゃないかなという気がします。

25

30

そしてですね、あとは、やはり文化の事業ほとんどが、税金を使っている事業ですので、やはり住んでいる人達が満足できる結果が出るようにしてあげないといけないということと、あと一つ、沖縄は離島県ですから、離島へのアプローチがポイントになっていく部分もあるんじゃないかと思っております。色々離島に対する取り組みに関しては、ネットでICTを使って取り組んだりとかですね、なるべく本島内と一緒に、同じような条件で演奏を聴けるようにするとかですね、そういう取り組みをしているんですが、そこらへんも少し強化してもらいたいなという部分があります。

35

40

それからですね、もう一つは、文化芸術振興条例の第1章第8条の中に、メディア芸術というのがありますが、今後取り組んでいきたいみたいなので書かれているんですが、例えば、今日本だと、ゲーム音楽というのが非常に世界から評価をされています。ですからそういうのを沖縄でゲーム音楽の特区を作ったりとかですね、フェスティバル、またはレコーディングとかですね、新しい雇用を生み出すような方法も併せて、企業との連携も図りながら、やる必要があるんじゃないかなと考えております。これを

45

踏まえて、この附則の新しい文化芸術を創造していくことを決意し、という部分にはすごく大きな意味があって、これから凄く期待しているところ。以上です。

5 大城会長 ありがとうございます。引き続き、上原昭男委員、お願いいたします。

上原昭男委員 手短かに質問と意見も聞いて頂きたいと思います。

10 平成 30 年度文化芸術振興条例に基づく体系別事業一覧の中の 19 番目のですね、琉球王国文化遺産集積・再興事業についてです。平成 27 年から始まりまして平成 33 年ということでございますけども、前回もお話したんですが、やはり非常に良い事業だと思っております。

15 と申しますのは、職人さんの高齢化がかなり進んでまして、私の漆器は特にそうですけども、この中には織染めがあり、陶器が、金細工があり、ということでございますので、是非ともこの事業を成功させていただきたいと思っております。

20 現時点での進み具合、進捗状況について、新聞等で少し見たことはあるんですが、この時点でどのくらいのテンポで進んでいるのかについて、聞きたいと思っております。その 1 点について、もしわかるようでしたら、具体的に、漆器でしたら、上塗りとかということではなく、事業がどのへんのところまで進んでるのか、ご説明頂ければ、具体的に訊きたいなと思っております。

大城会長 それではお願いします。

25 金城副館長 博物館・美術館副館長の金城と申します。

30 上原委員からございました、琉球王国文化遺産・再興事業ですけれども、これは平成 27 年度から平成 33 年度までの事業となっております。これは国の一括交付金を活用した事業で、実際に 28 年度、それから 29 年度に、その物とその技を検証しております。そして今年度は 18 件の完成を目指しております。そして 31 年、32 年度はできたものを展示して、またメディア等で発信していくという事業が予定されております。ですからオリンピックもありますので、沖縄の手業を世界に発信していく、作っていたものを実際に目で見るができるということになっております。当該事業については、原材料の確保などの課題はありますが、各方面のご協力を得て、概ね順調に進捗しております。以上です。

35 上原昭男委員 どうも、ありがとうございます。

大城会長 それでは、前里委員、お願いします。

40 前里委員 建築士ですので、専門が景観、沖縄らしい風景作りといった景観なんです。2 点。1 つは、以前この事業で、風景ゆいゆいって、写真をたくさん集めて、沖縄らしい風景の写真を集めてホームページにそういう風景ゆいゆいというのがあるんですが、知ってて見てもちょっと深くて、なかなか欲しい写真とか見たい写真が探せないとか、そこに辿り着くのが深いなと思って、どのくらい閲覧があるのかなって、最近ちょっと思っ

45

ていたのを、審議会があるという時に、そういえばそれを最近思ったなというのを思い出したので、話をしました。最近結構インスタとかで、沖縄のこういうところ行きたいなというのがパッと探せるというのが一般的になりすぎて、あんまり、県で活用されていないんじゃないかなというか、ち

5 よっと気になったので、それが少し気になったので。

でもう 1 点が、文化財の保存、保全とかで、やっと来月から、ヘリテージマネージャーの講習会が沖縄県で開催されるようになりまして、ヘリテージマネージャーっていう、地域の文化遺産の保全とか活用とかを推進する資格なんですけれども、全国でやってないのは沖縄県だけで、5・6 年前

10 くらいまで、ヘリテージマネージャーって何だろうと他の県の人たちが話してるのを聞いて思ってたんですが、ずっとないのは多分、他の県は古い町並みとかが、町並みで残ってるのを普段から見てるんですけど、沖縄県はやっぱり戦後焼け野原になって、文化財とかが町並みで残ってるところがなくて、ぽつぽつと建物があっても、風景として残ってるところが少ないからかと個人的に思って、それでずっとほかの県と後れを取ってたと思

15 うんですが、熊本の地震の時の熊本城の、今、改修工事をしてるのに、ヘリテージマネージャーが結構活躍されてるっていうのを聞いて、それでちよっと沖縄県の建築士の中でも、やらないと、早くこの講習を始めないといけないんじゃないかというか、ちよっと盛り上がってきて、やっと来月から始まることになったので、少し、建築士としても、沖縄の景観に対しての意識が今から大きく変わって行って、もっと、芸能文化とか、皆さんに、景観というのはどれにも関わっていくものですので、色々一緒に取り

20 組んでいけるんじゃないかと、期待しています。以上です。

25 大城会長 続きます、下山委員お願いします。

下山委員 沖芸連から参加しております、下山といいます。

文化振興条例に関しましては、当時沖芸連が 8 万人余の署名を集めて「作

30 ってください」という流れで、作られたと認識しております。都道府県の文化振興条例としては後発ではあったんですけど、後発であっただけに、優れた文化振興条例ができたと思っております。47 都道府県の中で最も優れた文化振興条例ではないかと認識しております。

それまでは、平成 6 年にできました北海道の文化振興条例が一番優れた

35 条例というふうに、文化政策学会関係の方々の中では言われていたわけです。この沖縄県の文化振興条例ができたことによって今、沖縄県の文化振興条例が全国でも最も優れた文化振興条例になったのではないかと

40 思っております。北海道の文化振興条例の優れた点は、予算担保がしてありまして、道予算の 1% を確保する、となっております。でも実際には 1% は確保されてない状況です。条例の中に盛り込んだのにも関わらず残念だと思っております。

話は変わりますが、昨年、6 月に文化芸術基本法が作られました。それ

45 を受けて 3 月の 6 日の日に、基本計画が閣議決定がされております。その閣議決定の中でも、沖縄の文化振興が述べられております。私たちとしては、県の優れた文化振興条例を受けて、中長期計画を作るべきだと思っております。今日の会議は 30 年度のことということになっておりますのでちよ

っと外れるとは思いますが、基本的な計画を作って、3年後、5年後、10年後にはこのような状態になっていると、示せたら素晴らしいと思っております。

5 2020年はオリンピックということともありますし、そのあと2022年、復帰50年ということになっております。そこまでに、沖縄の文化や観光、他事業との連携も含めて、どんな形が望ましいか、というビジョンが示せればと思っております。ちょっと外れましたけど、以上です。

10 大城会長 それでは、続きまして上里委員、お願いします。

上里委員 経済団体です。今回初めてなんですけれども、質問を2つさせて頂きまして、7ページの質問6、沖縄空手会館と、それから8ページの博物館の鑑賞を多くしようということで、2つ提起させていただきました。

15 文化芸術の振興は経済と連動していくべきであろうというふうな考え方を持っています。この空手会館については、世界的な大会が全部沖縄で開催されるくらい大きな施設を作りたい。それに関連して、色んな産業が振興するんだということがありますので、是非実現して頂きたいなと思っております。

20 それから県の対応としてですね、まず実態調査をなさったということですが、これはどのような内容だったのか、どのようなサンプル数だったのかと、後で教えて頂きたいと思っております。

25 それから、情報発信に積極的に取り組むと書かれてありますけど、具体的にどのような内容なのか。例えば、我々であればですね、経済団体の場合、機関紙としてこれは毎月発行しておりますけれど、今回はかりゆしウェアのウエディングドレスを表紙にいたしました。この前は喜友名選手が空手の型で、世界チャンピオンになった際の写真を表紙にしまして全国に発信いたしました。このような形で、具体的な方法をですね、教えて頂きたいと思っております。

30 それから8ページの経済的な価格が理由で博物館等に行っていないというところなんですけれど、これは、県の回答では、無料対象は未就学児童と、70歳以上の方と書いてありますが、障がい者もと書かれてありますけれど、これをできれば65歳以上にして頂けないだろうか、ということでございます。

以上でございます。

35 大城会長 それでは空手関係の事務局からお願いします。

佐和田班長 上里委員ありがとうございます。

40 仰っているように空手会館の規模なんですけれども、最初色々な意見があつてですね、まあ大きい方が一番良いんですけれども、先ほどお答えしたように、既存施設の県立武道館がございまして、そこのバランス、ということを考えて、空手に特化した会館ということでやはり武道館より少し規模を小さくするというので基本計画で決まったということをお聞きしております。

45 それとですね、今仰っている実態調査なんですけれども、詳細な資料が

今手元にはないんですが、全国調査をしてですね、男女別あるいは年代別に分けて調査をして、沖縄県内は先ほど申しましたように 9 割以上が空手発祥の地、沖縄であるというのは認識されております。しかし県外、これが海外にいきますともっと低くなって、県外だと 3 割くらいしか、空手発祥の地、沖縄というのは認識されていないところから、上里委員が仰るように、広報に力を入れていかなければならないということでもあります。

昨年度の広報事業に関しましては、色々テレビにも放映されたところですが、JAL とか JTA の機内誌とかですね、あるいはラッピング、空手のロゴマークを活用したラッピングをしたりですね、あるいは機内ビデオで放映するとか、あとはバーチャルリアリティーという VR、バーチャルリアリティーを作成して、その映像を通して、本当にこの臨場感があるように、自分が本当に空手の試合をしているような、型をしているようなというバーチャルリアリティー映像を作成しております。これに関してましては今年度は旅行泊とか、あるいは物産展、全国で約 5・6 か所を回って紹介しようと考えております。そのバーチャルリアリティーの機材は 1 つのポストンバッグ 1 個くらいで済みますので、それを持って行って、皆さんにお見せしようかなと、そういった広報事業をやっていこうと考えているところでございます。

20 大城会長

それでは博物館の無料化年齢の引き下げについて、事務局お願いします。

金城班長

県立博物館・美術館の無料開放を 70 歳以上を 65 歳以上にして欲しいというご意見については、こちらにも書いてありますとおり、館の収支に関わりますので、他県の状況や他館の状況も踏まえながら、積極的に施設の指定管理者と意見交換をして参りたいと考えております。

25

大城委員

それでは、続きまして有木委員、お願いします。

有木委員

リクルートの有木と申します。今日初めて参加させて頂くんですけども、弊社がじゃらんですとか、ホットペッパーグルメという、日常消費に関わる予約サイトを展開しておりまして、今日は観光という形で記載して頂いているんですけども、実は広告事業もやっておりまして、話を聞きながら思ったんですけども、我々が日々仕事をしていく中で、常にやっぱり投資等効果をよくしていくかという、つまり PR 効果がどれくらいあるかとか、あとその実際にこう、具体的にどうアクションが起きたかというところを、常にこう思考しながら仕事をさせて頂いているんですが、今日改めてお話を聞きまして、非常に様々な事業を取り組んでいらっしゃるというのと、沖縄には本当に素晴らしいコンテンツが沢山あるなというふう思った中で、2 つ感じたことがあります。

35

40

1 つはこういう文化・芸術というものを、伝承していくために、開発の段階で、現代のライフスタイルとか、現代の思考に合わせて開発していくということが、1 つ大事なのではないかなと。それが結果的に生活につながり、まあ伝承されていくということ、凄く感じました。実は私今日かりゆしのワンピースを着ているんですけども、弊社の 20 代の女性がかかりゆしを着たがらないんです。あと、着ているメンバーも、東京と一緒に出

45

張に行くときには夏でもやっぱり着ないんです。これって、なんか自信をもって、内地に行くときも着てもらえるようなものが出来ていくと、なんかもっともっとかりゆしが世界に広まっていくんじゃないかなとか。そういうなんかこう現代のライフスタイルに根ざさせていくというのが1つ大事なのかなと思いました。

もう1つは、伝承していくための、ターゲティング設定って、どこに置き、どうその後の開発を進めていくのかというのが、お話聞いて感じたんですけど、例えばこう食文化を伝承するのって誰なのかなとか、お子さんの食育みたいところにフォーカスをするのであれば、きっとその担い手の認定をされた方たちが、どういうそのあと手を打っていくみたいなのがあるでしょうし、もしくは拡散力のある20代30代女性をターゲットに食文化を伝承させていくと決めると、今度はイタリアンとかフレンチを楽しむかのように、琉球料理を楽しむっていう、なんかちょっとこうおしゃれなコンテンツを開発していくとか、なんかそのターゲットをどこにするかみたいなのを、マーケティングという時に、もっともっと、我々は文化面も含めて、検討していかなくてはいけないなというふうに感じました。以上です。

大城会長

それでは、比嘉委員お願いします。

比嘉委員

何を喋ろうかなと思ったんですけども。

僕は、今回音制連という立場で来てるのか、会社の社長で来てるのか、ピーエムエージェンシーといういわゆるプロモーターです。年間でだいたい県内で140本くらいの興行、例えば安室奈美恵さんから、大きいホール、何万人入るものから小さなライブハウスまで、というものを全部やっています。それともう1つがプロダクションもやっております。皆さんご存知かどうかかわからないですけどモンゴル800というバンドをやっております。彼らは今全国ツアー中で外貨を稼いで来いという立ち位置で沖縄からインディーズというレコードメーカーを作ってそれをレコーディングするという形ですね。

それから県の方、県にしょっちゅう呼ばれていくんですけど今はMICEという事業の中で、これができるかできないか、ということと、果たしてMICEができた後に、何万人、2万人3万人呼ぶためにはじゃあどういうふうにやるか。僕らは2万人というところに入るアーティストを呼べばいいんで、僕らの中では簡単に出来るんですけど、さあ受入体制はどういうふうに出来るのか。ということですね。今後の、そこまでのアクセスとか、そういう事業も、それがどういうふうになっていくのか、がちよっと疑問なところが、あります。

あと、僕らの要望としては、先ほどあの琉球フィルの上原さんが仰ったように、僕ら大衆音楽の若い世代の担当をやってますので、もう少し今の音楽、若い者の支援をするコンテンツをもっと作って頂ければなど。どんどんどんどん今は若者が出てきますので、そこにもう少しお力を貸して頂ければありがたいと思います。

以上です。

大城委員 引き続き、松本委員お願いします。

松本委員 毎回、沖縄県の食文化の事が気になっているんですが、琉球漆器と同じように作り手が高齢化して、なかなか伝わってこないものが沢山あって大変困っていました。

5 やっと 29 年度に、実務年数が 10 年以上のキャリアを持つ栄養士や調理師の皆さんを対象にした琉球料理の传承人を 22 名輩出しました。今回は洋食、和食、中華料理などを専門に作ってこられた方たちが殆どでした。

10 必ずしも琉球料理を継続していた方たちではなかったため、その辺の調整がちょっと難しいのです。传承人を輩出はしたものの、これから先、どういうふうはこのメンバーたちを活動させていくかも課題になっています。一番ネックにあるのが琉球料理の味なんです。

15 琉球料理が家庭で全然普及されていないので、今は、居酒屋の味を覚えるしかないのかな？

15 家庭で殆ど作られていない料理を子どもたちがその味を覚えることが出来ない。辛うじて学校給食で琉球料理が出てくるのが頼みの綱です。その程度しか子どもたちが味を知らないのです。早急に対策を練っていただきたいと思います。

20 沖縄県は観光立県ですが、観光客に何をどう食べさせるか、考えないといけない、とっても大事な時期だと思います。

25 観光客に美味しい料理を提供することで、リピーターも増えると思います。また沖縄の観光産業でもあるヤチムン（陶器）、琉球漆器、琉球ガラスなどの食器類が生きてきます。それにお土産も買って帰るでしょう。このようにして全部繋がっていくと沖縄の生活が潤ってきます。その辺がもう途切れてしまっていてなかなか元に戻せない大変な時代になってきました。

30 今後、琉球料理の传承人をどうするか、また担い手育成をどうするか、クエスチョンマークがちょっと大きいんです。一番難しいのが「琉球料理の味」の伝承なんです。

30 今、沖縄県の食生活がとともずさんです。食材は世界中の産物がいっぱい食卓に上っていて、とても豊かに見えている割には、内容が乏しい。食の多様化がめまぐるしく変化し、早いスピードで進んでいますので、追いついていけない。

35 現在の沖縄県の野菜摂取量がとても少なく、沖縄県は、全国で最下位です。男性が 37 位で女性が 44 位です。偏食による生活習慣病も多く、メタボはワーストワン。平均寿命も女性は辛うじて 7 位ですが、男性は 36 位まで転落してしまいました。

40 琉球料理を普及・伝承していくためには、また長寿県を取り戻すには、琉球料理を沖縄全体で盛り上げて健全な食生活を復活させないと、状況は良くなりません。時間過ぎてしましまして申し訳ないですが。何とか、行政が中心になって、沖縄県全体の原動力となればと思います。よろしくお願いします。

大城会長 それでは、富田委員お願いします。

45 富田委員 よろしくお願いします。

まずは予算確保へのご尽力への感謝を、文化に携わる一員として申し上げます。県予算全体の1%を超えて、文化予算がついているということで、大変な困難な状況の中でこれだけの予算を文化のために確保してくださったことに感謝申し上げます。さあそして、どう使うかというところは、みんなで知恵を絞るところだと思うんですけども、2つちょっと提案させて頂きたいと思います。

まず1つは、第7条第1項しまくとうばの普及継承のところなんですけれども、実は昨日まで私あのスコットランドのエジンバラで行われていた演劇祭に参加していたところなんですけれども、演劇祭自体も大変素晴らしかったんですが1つ大変感銘を受けたのが、英語だけではなくてスコットランド・ゲール語（以下ゲール語）というのが公用語になっているところなんです。スコットランドもやはり大英帝国の1部ということで、ゲール語の禁止や再び使用が許された後も英語教育の徹底で、1世代半ぐらいの間、ゲール語は完全に消滅の危機にあったということなんですけれども、これではいかんということで、きちんとした公用語になって、学校現場やイベントなど様々な場面で使うと。1つには、少しずつそのゲール語を使う方が復活してきたという背景に、やはりあの地位の向上というのがあるようなんです。民間の企業もそうですし、それから行政に関わる方々が、例えば入社試験とかで同じ点数だった場合、例えば英語だけでなくフランス語とかドイツ語だという諸外国の言葉よりも、ゲール語を使う方を優先採用すると。給与体系とかにも反映されているということで、まあちょっとわかんないですけど、県の行政の皆さんも例えばネイティブのようにしまくとうばを喋れる方は少しボーナスが上がるとかですね、そういうことも、まあこれはちょっと冗談ですけども、それくらいきちんとした地位が確保されていて、しまくとうばを話す方自身が誇りに思うということが、徐々に復活に繋がっているんじゃないかと思いました。

先ほど下山委員から、例えば中長期的な文化のビジョンのようなものがあると良いんじゃないかというのがありましたけれども、まあ今の状況の中では大変厳しいかもしれませんが、将来的には沖縄の公用語は日本語とそしてしまくとうばですと堂々と言えるようなことになると嬉しいなと思います。大変時間のかかることでもあると思いますし、手間も、それから予算もかかることであると思いますけれども、しまくとうばの普及継承に関しては、地道な教育現場や様々なイベント、そして舞台芸術の中でも、地道にしまくとうばの普及継承というのは民間の方でも続けていきたいと思いますし、行政の方でも是非ご支援をお願いしたいと思います。

それからもう1点、文化芸術の普及に関してなんですけれども、以前はですね、県の文化観光戦略推進事業の中で、沖縄県の舞台芸術を率先して海外に発信しようという事業がありましたけれども、現在は残念ながらその事業自体が終了してしまったというところではあるんですが、だからといって県の素晴らしい舞台芸術を発信する機会が少なくなったというのはとても残念なことだなと思っております。

実演団体の自己資金や、文化庁、国際交流基金の助成金などを活用して、発信は継続されています。沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業は、県外・海外への発信として大変良い事業だと思いますので、是非継続して頂ければなど。この事業で県外・海外公演への支援をする場合に2つ条件が

あつて、1つは県もしくは国の保持者の方が出演もしくは監修をすること、これはクオリティーを担保する意味で大変いい条件だと思いますのでこれは是非継続して頂きたいと思いますが。もう1つ、県外ですと出演者が15名以上、海外ですと10名以上という条件がありまして、例えばヨーロッパの演劇祭などから招聘された場合は、演劇祭側が宿泊費などを負担するので逆に人数が制限されていることがあつて、人数の兼ね合いが大変厳しいなというのがあります。このあたりは来年度以降少し柔軟にご対応頂ければなと思います。

すみません。過ぎてしまいましたが以上です。

10

大城会長

続きまして、嘉数委員、お願いします。

嘉数委員

こんにちは嘉数です。

15

昨年も参加させて頂きましたが、その際にも申し上げたと思いますが、芸能関係の文化事業は、他のジャンルの事業とは異なりまして、達成度や成果というものがどうしても示しにくいものであるのは重々承知しておりますが、そこには大きな意義があることで、将来を長く見据えて、今後も事業展開して頂くことが何より重要だと思います。

20

伝統芸能の継承発展とよく言われますが、継承に関しては現状で言いますと今多くの実演家、関係者の多大なる情熱、尽力のおかげで着実にその継承はされているかと思ひます。

25

一方、発展についてですが、「普及」と「質の向上」この二点が必要であると言われてます。で今色々な事業の中でその普及活動というのが取り組まれていると思ひますが、幅広く観客の方々、鑑賞者の方々に見て頂くことが重要であると同時に、忘れていけないのが発展、良い舞台を見て頂くということだと思います。何でもかんでも普及をすれば良い、見て頂ければ良いというものではなく、現状にとどまることなく舞台作品、舞台芸能としての質を高めていくことが重要かと思ひます。ただそれを、良い舞台を作るといのが人材育成だけに留まることじゃなくて。人材育成もどんどん進んでおり、次のステップに行く時期ではないかと思ひています。

30

良質の舞台を作るといのは、当然のようではすけれども、当然にできないことだと思います。特に伝統芸能舞台といのは、入場料収入だけでその舞台運営ができるかといのと、正直言ひまして今の現状の入場料価格では出来るものではなく、そこにはいろいろな方面からの支援があつてなり得ることだと思います。そして、先ほど県民意見にも出てきておりましたけれども、伝統芸能、舞台芸能の世界と伝統工芸との間の連携が必要といのは本当に重要な課題でして、総合芸術と言われている組踊ですら、今全て琉球王朝時代から受け継がれてきたいわゆる本物の衣装であつたり持ち物、とりもの、小道具、大道具等含め本当にそれで成り立っているかといとそういうことではないといのが現状です。良質の舞台を作っていくための環境整備といのが大変必要なことだと思います。

35

40

45

それはすぐ簡単にできる問題ではなく、先ほどから意見が出ています長期的な期間で取り組んでいかなきゃいけない課題かなと思ひますので県としても、先人たちから受け継がれてきた豊かな財産を失うことなく、それを単にそのまま守っていくということに留まらず、今も育んでいるんだと

いう意識を高く持って頂きたいと思います。

来年は組踊上演 300 年という節目にあたりますが、伝統的な組踊の歴史を育む1年となりますように、将来に向かって意義ある年となりますように、長期的に沖縄の伝統芸能にも支援して頂ければと思います。

5 以上です。

大城会長 ありがとうございます。

以上で委員の皆様方から一通りご意見を伺ったところでございます。

10 もうほとんど時間がなくなって参りましたが、本県の文化芸術の推進とかに関してはですね、これは今日この席だけでご意見を申し上げるんじゃないくて、文化振興課や関係課にお伺いされて、課題があれば、委員としての立場で申し上げることも可能でございますので、是非ですね、本県の優れた文化芸術の発展のために、ご意見を賜れたら大変よろしいかなどに思っております。

15 時間に限りがありますが、どうでしょうか、何としてもこれだけは今日と言わないと私帰れないと、強烈な思いがございましたら どうぞ。

大城会長 それでは、上原委員。

20 上原正弘委員 先ほど嘉数委員が仰ってましたけれど、芸術というのは数値化できないんですよね。それで上手くなったといっても、どのくらい上手くなったということを、例えば県の担当者から、上の方に報告をする、というのは非常に大変で、今考えているのが新しい評価基準ができないかということで、去年度から今年度にかけて今それに取り組んでいます。

25 それは芸術の専門家ではなくて、そういう評価基準を作成する専門家とやっぱりタグを組まないで、視点が全然違うので。まず、事業についてその意義を、そのやっていることの見える化、数値化をしていかないといけないだろうというのはあります。

30 それから今後今一括交付金に関してははっきり言って沖縄県もの凄くバブルじゃないですか。これから恐らく減っていく可能性が非常に高いので、そうしたときに本当に効果がある事業に対しての助成というのが非常にとても必要になってくると思うんですね。ですから今のうちか SIB というかそういう考え方でソーシャルインパクトボンドという考え方で、新しい基準で、なるべく効果的にその助成や補助をしていくという方法を、盛り込みながら考えていかないとですね、恐らく一括交付金が減額されたらこの事業はできませんということによって、せっかくスタートした事業が継続できなくなってくる可能性もありますので、そこは実演家も含めて、気を引き締めて、本当に良い事業を展開、文化を継承、発展、新しいのを創造していくために今後必要じゃないかなど思っております。 ありがとうございます。

40 以上です。

大城会長 それでは、下山委員。

45 下山委員 今、一括交付金の話が出て思いましたけれど、私どもが一番心配するの

は、沖縄県の文化振興会のことです。アーツカウンシル的な体制になっており、優れた形でやられております。ただ予算が殆ど一括交付金でありますので、今の話ではないんですけど当然なくなっていくことが予想されます。

5 私は県の予算と一括交付金との関係はよくわからないところがあるんですが、文化振興会に基金みたいなものを作って、国からの一括交付金がなくなっても、または意地悪されても、自立してやっていけるような、体制が必要なのではないかと考えております。

10 先ほども平田委員、嘉数委員からもありましたけれど、組踊 300 年というのも良い機会です。沖芸連としては組踊 300 年を組踊だけのものではなく、沖縄県全般の文化芸術が飛躍するチャンスというふうにとらえております。そういう意味では寄付活動等も私たちもお手伝いをいたしますので、県の文化振興会としての独自の文化基金を作って、そういうなかで沖縄県全体の文化芸術を支えていく基盤づくりをして頂きたいと思っています。

15 例えばヨーロッパ諸国でいえば、フランスは文化によって観光客を獲得し、経済に貢献しています。それはイギリスでも同じです。アジアで言えばインドネシアのバリ島が有名です。それらを見れば、沖縄も今後、観光関連と連携していくためにも文化というものがしっかり息づいていないと駄目だと思います。ここは少し時間をかけて予算を獲得していく、ということをして頂きたいと思っています。以上です。

20 大城会長 それではお時間が迫ってまいりましたので、これで議論を終了したいと思いますが、よろしゅうございますか。

松本委員 あと一言だけお願いします。
25 沖縄県の伝統的な食文化の普及と継承、保存を維持するためにも、できましたら無形民俗文化財に認定して欲しいんですね。例えばジュシーや、イナムドゥチ、中身の吸物、チャンプルー、ンブシー、イリチー、ラフテーなど、たくさんありますよね。

30 琉球料理そのものを 10 点でもいいですので、無形民俗文化財として、認定する方向に持っていけないでしょうか。是非是非その方向でご検討して頂きたいんです。よろしくお願いします。

大城会長 ご要望が、上原委員、下山委員、松本委員からございました。ご要望はご要望として、事務局の方で引き取って頂ければと思います。

35 それでは、これで審議会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

これで私の議事進行は終わりました、司会の方にマイクをお渡ししたいと思います。

40 金城班長 委員の皆様早朝にお時間を頂きまして、色々なご意見を頂き誠にありがとうございました。最後に文化観光スポーツ部文化観光スポーツ統括監の山城よりご挨拶させていただきます。

山城統括監 はいたいぐすーよー。大城会長はじめ、委員の皆様、本当に今日は長時間にわたりこの審議会に出席頂き、沢山のご意見・ご提案を頂きました。

誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

経済学者である富川副知事が日頃から仰っていることなんですけれども、沖縄の歴史や風土・文化、それをまとめてソフトパワーと仰っています。

5 そのソフトパワーが人々を沖縄に引き寄せ、それが求められていると。その沖縄独自の、育まれたソフトパワーが、ひいては沖縄の経済振興、発展に繋がるものだと仰っております。私自身も肌感覚として、復帰後本土からの新しい文化に触れて、少し沖縄の文化に対して劣等感を持ったりとか、新しいものを求めたりとか、そういうこともありましたけれど、最近

10 は若い方も含めて、沖縄の文化を誇りを持って来始めて、認めつつあるというような状況にあるのではないかなと感じているところです。ただ、今日のお話にもありましたように、琉球漆器や食文化など、それを継承していくという上での課題はございますけれども、やはり沖縄が少しずつ変わってきているということは、やはりここにいらっしゃる委員の皆様

15 のこれまで積み重ねてきたご努力の成果ではないかなと、私自身は考えております。今後もこのソフトパワーをパワーアップさせて頂きたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。そして今回賜りましたご意見につきましては、持ち帰りまして関係各部、各課で検討させて頂きたいと思っております。

20 簡単ではございますけれども、本日の締めの挨拶とさせて頂きます。いっぺんにふえーで一びる。ありがとうございました。

金城班長

以上を持ちまして本日の審議会を終了したいと思います。本日はご出席誠にありがとうございました。

25